東京都廃棄物審議会
散乱ごみ対策検討部会第３回
会 議 次 第

日時　　令和８年１０月２８日（水）　１０時００分～１２時００分

形式　　ＷＥＢ会議

議事　（１）散乱ごみ対策の基本的な方向性

（２）都として今後強化すべき取組

（３）主要論点の方向性

（４）その他

＜配付資料＞

資料１　東京都廃棄物審議会散乱ごみ対策検討部会委員名簿

資料２　第１回検討部会における主な意見

資料３　散乱ごみ対策の基本的な方向性

資料４　都として今後強化すべき取組

資料５　主要論点の方向性

資料６　検討スケジュール（予定）

参考資料　東京都廃棄物審議会運営要綱

資料１

東京都廃棄物審議会散乱ごみ対策検討部会委員名簿

（敬称略、五十音順）

粟生木　千佳	独立行政法人 国際協力機構（JICA）地球環境部 環境管理・気候変動対策グループ アソシエイト専門員
織　　朱　實	上智大学大学院地球環境学研究科 教授
町 野　　静	弁護士法人イノベンティア 弁護士
村 上　進 亮	東京大学大学院工学系研究科 教授
森　　朋 子	立教大学環境学部環境学科　准教授
森 本　英 香	早稲田大学法学部 教授

１　第１回検討部会における主な意見

第1回検討部会における主な意見

条例等の制度的枠組みが必要	・各現場で対策は取られているが、渋谷区と同じことができるわけではないので、**都レベルで横串を刺さなくてはいけないタイミング** ・一段階上の**条例的な、制度的な枠組みを打ったほうがよい**
現場ごとのアプローチ	・ごみが捨てられているスポットごとに、捨てる人、捨てる要因、それに対するアプローチなど、**場所ごとの仮説に基づくアプローチ**をせざるを得ない
ポリシーミックス	・規制と自主的な取組という**ポリシーミックスを地域ごとにどうやってくのか**という深掘りが必要
都・区市町村の役割	・地方自治法第２条第５項で、**都道府県ができることは限定**され、**広域にわたる事務**はその一つ ・個々の自治体の実情を踏まえて、**市町村に何をしてもらうべきか、都として何をするのかという大きな視点**で政策を決める必要
責任分担	・捨てた人だけでなく、商品ごとの発生源とその対策など、**責任の分担をどうしていくのか**という議論が非常に重要 ・**どこの主体に、どのような義務を負わせるのか**を議論することが必要

２　散乱ごみ対策の基本的な方向性

- **散乱ごみ対策の基本的な考え方**
- **広域自治体としての都の役割**

想定される主な政策手段

※第1回部会資料再掲

情報発信・意識変革

- 意識や社会規範を変え、ポイ捨てしないことや環境をきれいに保つことが当たり前と感じる環境をつくる手法
  - ➢ 情報発信、教育、地域協働（清掃活動、住民参加）、ナッジ、可視化、社会規範形成（表彰制度等）

インフラ・環境整備

- ポイ捨てしにくく、排出しやすい環境をつくり、散乱ごみを生じにくくする手法
  - ➢ 回収環境整備（ごみ箱設置等）、空間設計（景観整備等）、誘導整備（多言語表示等）、監視整備（カメラ等の設置）等

経済的手法

- 金銭的インセンティブ・負担を通じて行動を変える手法
  - ➢ 補助・助成、報酬・インセンティブ、原因者負担（EPR、協力金制度）、デポジット等

規制

- 法的・準法的ルールによって行動を制御する手法
  - ➢ 禁止行為の明記、重点地区指定等、監視・執行（指導・勧告・過料等）、責務の明確化等（住民・来訪者、事業者、自治体等）

想定される政策手段と取組例

※第1回部会資料再掲

- 散乱ごみ対策は、ポイ捨て行為自体への対応だけでなく、製品設計から回収までの各段階において、情報発信・意識変革、インフラ・環境整備、経済的手法、規制を組み合わせて進めることが重要

段階／手段	情報発信・意識改革	インフラ・環境整備	経済的手法	規制
設計・素材（散乱しにくい製品化）	分別・環境配慮表示（分別マーク、環境ラベル等）	リユース・シェアリング基盤（リユース容器システム、サブスク等）	環境配慮商品への購買誘導・開発支援（グリーン購入、補助金等）	環境配慮設計基準・製品規制（キャップ一体化、使い捨て製品規制等）
提供・販売（どう手渡されるか）	店頭啓発・マナー周知（持ち帰り要請等）	回収・返却拠点整備（店頭回収、返却ステーション設置等）	デポジット・返却促進制度（飲料容器デポジット）、事業者による回収促進制度	販売時の義務付け・排出抑制規制（レジ袋有料化、店舗のごみ箱設置義務）
携帯・滞在（持ち歩けるか）	多言語案内・観光マナー周知（ピクトグラム、観光ガイド等）	滞在環境整備（指定喫煙所整備／携帯灰皿配布等）	利用者向けインセンティブ制度（ポイント付与、リユース容器返却特典、回収報奨金等）	路上喫煙・投棄抑制ルール（路上喫煙禁止区域の設定等）
処分機会（捨てる受け皿があるか）	分別誘導・ナッジ（ごみ箱への誘導表示）	排出インフラ整備（スマートごみ箱等の設置等）	回収促進インセンティブ（回収報奨、地域ポイント等）	排出・管理責任の明確化（ごみ箱管理責任等）
投棄行動（捨てるか、捨てないかの判断）	規範形成・環境教育（学校教育/表彰制度/キャンペーン等）	監視・抑止設備の整備（防犯カメラ、AIカメラ等）	抑止・誘導型インセンティブ（地域通報制度、協力店特典等）	ポイ捨て規制・監視執行（条例、巡回等）
流出防止・回収	清掃活動の可視化・参加促進（ボランティア活動、スポGOMI、活動実績の発信等）	回収・流出防止設備の整備（網場・ごみトラップ等）	地域美化活動への助成・協賛制度、回収物の資源化収益還元	清潔保持義務・管理責任（土地所有者の清潔保持義務等）

東京都の資源循環・廃棄物施策における散乱ごみ対策の位置付け

東京都資源循環・廃棄物処理計画（令和８年３月策定）抜粋

目指すべきビジョン

2035年に向けて、「資源の大消費地である東京の責務として、CO2排出実質ゼロにも貢献する**持続可能な資源利用**に向けた取組をサプライチェーン全体で推進し、サーキュラー・エコノミーへの移行促進を図るとともに、**社会課題に的確に対応する資源循環・廃棄物処理システムの安定的な基盤**の確保を目指していく」

「都民・事業者等の行動変容の促進」を巡る課題

持続可能な資源利用の実現に向けては、大都市東京が多量の資源を国内外に依存していることも踏まえ、都民一人ひとりが**資源循環・廃棄物処理を「自分ごと」として捉えられる**よう、**情報発信の工夫を図ることが重要**である。（中略）

このほか、**街なかや観光地等におけるごみのポイ捨ても社会問題となりつつあり、地域美化対策の底上げを図っていく必要**がある。

都の資源循環・廃棄物処理施策を踏まえた対策の方向性

ごみを回収・処理するだけでなく、**ごみの発生を抑制**するとともに、**適切な排出・回収環境を整備**し、回収したごみの**適正処理及び再資源化**までを一体的に進める

【東京都が目指す姿】散乱ごみに対しても、発生抑制から再資源化まで一体的に対策を行う必要

散乱ごみ対策に関する都の取組分野

- 散乱ごみ対策の取組分野として、環境に配慮した製品の提供等の**発生を防ぐ仕組み**や、**行動変容と回収・処理の推進**、役割・責務の明確化等の**基盤となる制度の構築**が考えられる。

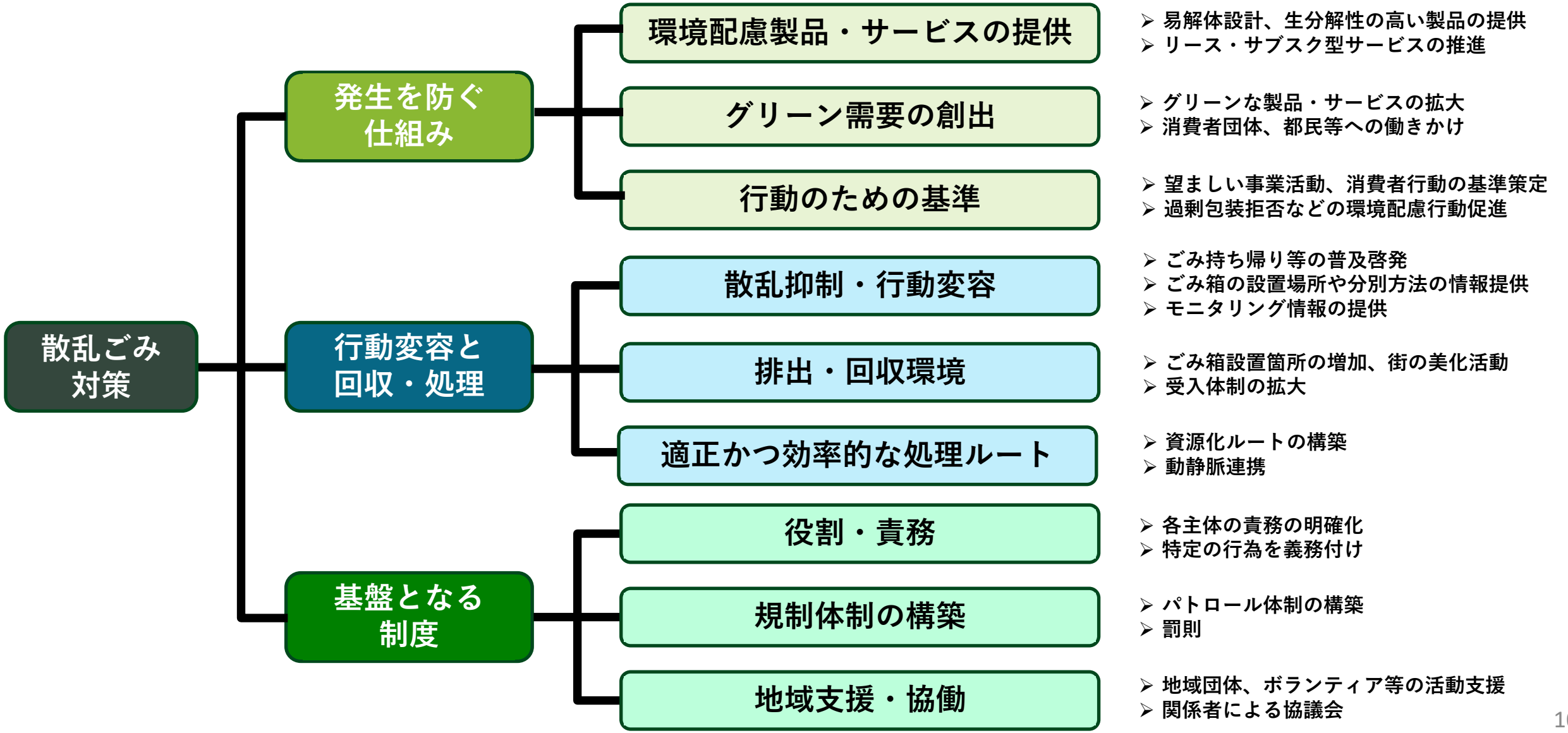

- 散乱ごみ対策の基本的な考え方
- **広域自治体としての都の役割**

散乱ごみ問題における広域的な課題

広域的な課題に対して都が関与し、**必要な取組分野を補完**することで、**対策の実効性向上**につなげる

広域的な課題		都の関与により見込まれる効果
行政区域を超える行動	域内・域外からの訪問者が多く、一つの行政区域内での対策には限界がある	**【実効性の向上】** • 移動経路を通じて、共通のメッセージやルールを示すことで、自治体境界に生じる対策の空白縮小
発生者と負担者の不一致	繁華街やターミナル駅を抱える自治体が、域外来訪者を含むごみの回収・清掃等に要する費用を負担	**【負担の公平化】** • 来訪者が集中する場所・地域への支援により、清掃・巡回等に要する区市町村の負担の軽減・公平化 **【広域地域への環境影響の抑制】** • 街中から河川・東京湾へ流出する散乱ごみを上流段階で抑制
行政区域の超過	散乱ごみが道路、河川等を移動した場合、発生場所とは別の自治体・管理者への負担となる	
異なるルール	区市町村によって規制対象等が異なるため、都民・来訪者にとって訪問先の地域ルールの理解が難しい面もある	**【行政・事業者双方の対策の効率化】** • 広域的な観点からのごみ捨てに関するルールの啓発や事業者との連携等により、区市町村・事業者双方の負担軽減に繋がる
事業者との調整	事業者等との調整を自治体毎に行う必要がある一方、取組の分断により事業者の負担が増加する可能性	
データの比較	ごみの散乱状況については、正確な計量が難しいため、自治体間の比較や施策効果の検証が困難	**【状況把握に基づく取組の重点化】** • 共通の方法による状況把握・効果検証により、取組を重点化
国との連携	国に対して、各種法令との調整、財政支援の要請等を自治体毎に行う必要	**【行政運営上の効率化】** • 区市町村の課題・要望を集約し、国との調整を効率化。効果的な施策展開の実現に繋がる

区市町村の取組状況

自治体による取組の類型

施策類型	実施状況・取組例
普及啓発	• 多言語での周知・マナー啓発（動画、チラシ、サイン等）、地域におけるごみ持ち帰りルールの設定、ドローンを活用したマナー啓発　等
パトロール・巡回	• 巡視員、委託業者による巡回・現場啓発、ごみ回収カートによる巡回、監視カメラの設置　等
地域清掃・ボランティア支援	• 地域住民等と連携した地域美化や清掃イベント、観光客参加型のごみ拾い、一斉清掃の実施　等
ごみ箱・回収拠点整備	• 公共の場所や店舗でのごみ箱設置、自販機への回収容器設置、観光ごみ袋販売・回収　等
ICT活用・見える化	• ごみ拾い活動の見える化、AI搭載トングによるごみ撮影・分析　等

第1回部会でヒアリングした自治体の課題

自治体	問題が生じている主な場所・場面	主な散乱ごみ・課題
府中市	駅周辺、喫煙禁止路線、環境美化推進地区	たばこの吸い殻等のポイ捨て、路上喫煙
奥多摩町	氷川渓谷・河原、駅周辺、観光地	バーベキューごみ、直火、観光客のごみ放置、分別不徹底、財源不足
新宿区	歌舞伎町等の繁華街、駅周辺、夜間の路地裏	飲料容器、食品容器、吸い殻、滞留・路上占拠に伴うごみの散乱
豊島区	池袋駅周辺等の繁華街・商業地域	吸い殻、飲料・食品容器、多言語対応
渋谷区	渋谷駅周辺、原宿・恵比寿等の人流集中地域	飲食料容器、紙類、吸い殻等、来訪者のポイ捨て、ごみ箱の維持管理費

課題①

- 区市町村では様々な取組が行われているものの、区市町村によって**問題が生じる場所や課題は異なる**
- **人員・財源の確保に限界**があり、必要な対策を十分に実施できない場合がある
- **人・ごみ・事業活動が行政区域を越える**ため、区市町村単独では解決が難しい場合がある

区市町村の散乱ごみ対策に係る条例制定状況

- 都内の区市町村の**８割以上**が**散乱ごみに係る条例を制定**しており、うち罰則規定の導入は５割程度

都内全体（全62自治体）

条例制定率

84%

(52/62自治体)

うち罰金・過料の規定率

48%

(25/52自治体)

項目	規定内容	自治体の例	規定内容の例
対象のごみ種	**特定品目に限定**	利島村、八丈町	利島村：たばこの吸い殻 八丈町：アルミ缶、スチール缶、ペットボトル
	限定列挙	中央区、新宿区、江東区、品川区、目黒区、青梅市、府中市など	吸い殻、缶・びん等の飲食料容器、ガム、紙くず等を限定列挙
	ごみ種を広く定義	渋谷区、小平市など	渋谷区：吸い殻、飲食料容器包装、ガム、包装紙、収納袋、印刷物等の散乱性の高いもの 小平市：容器包装及びこれらに収納されていた物、吸い殻、ガム、紙くず等
対象の行為	**ポイ捨て行為禁止**	中央区、台東区、豊島区、青梅市、国分寺市など	所定の場所以外へのごみ捨て、放置等を対象
	ポイ捨て行為禁止に加え、土地所有者等の責務規定	新宿区、江東区、府中市、清瀬市など	土地所有者等を主体として定義し、清潔保持の責務等を規定

課題②

- 区市町村では、地域の実情に応じて**条例の対象や規定内容が異なっており**、行政区域を越えて移動する**都民・来訪者等にとってルールが分かりにくい場合がある**
- 指導・巡回を行っている自治体においても、**実効性の確保に苦慮**している

区市町村の取組における課題と都の関与のあり方

課題（まとめ）

項目	内容
広域的な課題への対応	• 観光客や来街者など、地域外から訪れる人も多い • ごみが道路、排水路、河川などを通じて、行政区域を越えて移動する • 自治体ごとにポイ捨てのルールが異なり、場所によって守るべきルールが変わる **➡人・ごみ・事業活動が行政区域を越えるため、区市町村単位では対応が完結しない**
対策が必要な地域における人員・財源の制約	• ごみ箱・回収拠点を設置するための整備費、回収人員が必要 • 巡回・パトロール、指導を行うための人員確保が必要 • 地域団体やボランティアの活動だけでは、継続性や対応可能な範囲に限界 **➡対策が必要な地域において十分な対策を行うための人員・財源の確保に限界**

都による散乱ごみ対策への関与のあり方

都として今後さらなる散乱ごみの対策を進めるため、**広域的な課題に対する取組**や、**必要な地域への対策の充実**などの取組が重要

３　都として今後強化すべき取組

都における現行の施策の概要

〇観光地・繁華街等**地域の課題に応じた支援策を“環境”と“観光”の連携**により実施し、区市町村・事業者と連携した**マナー啓発**や**地域美化**を推進

✓ エリアごとの対策を想定したものであり、スマートごみ箱等支援を住宅街において活用できる場合もある

	西多摩地域 観光地・自然公園	住宅街	都心部 繁華街・観光地
ごみ箱設置支援	スマートごみ箱等支援		スマートごみ箱等支援
地域美化	地域と連携した街の清掃美化推進支援		
機運醸成	区市町村・事業者との協働体制構築（推進協議会） Keep Tokyo Cleanの啓発（ルール・マナー啓発） 宿泊施設等連携啓発		宿泊施設等連携啓発
観光との調和	混雑緩和・ごみ対策等		混雑緩和・ごみ対策等

都の支援策の現状・課題

〇**ごみ捨て環境の確保**から**地域美化の推進**、**持続可能な観光推進**まで包括的な取組を**今年度から展開**
〇**清潔な**都市環境を維持する**取組機運を高める**ため、課題等を踏まえ更なる**施策の深掘り**が必要

現状の取組

ごみ捨て環境確保

スマートごみ箱等リサイクルステーションの整備支援

対象	**交通事業者**及び**区市町村**
支援概要	**スマートごみ箱等リサイクルステーションの整備費に加え、運用費を３年間支援**

地域美化促進

地域と連携した街の清掃美化推進支援

対象	**区市町村**
支援概要	**（１）地域との連携による街の清掃・美化の推進** **（２）ポイ捨て予防・監視やリサイクルステーション設置支援**

観光との調和

（参考）地域の生活と調和した観光推進事業

対象	**区市町村及び区市町村含む協議会**
支援概要	**混雑緩和やマナー啓発、ごみのポイ捨て対策等を包括的に支援**

現状・課題

- ✓ 外国人旅行者困り事アンケート第１位「**ごみ箱の少なさ**」
- ✓ 来街者の多い地域はポイ捨てが深刻化し、公共ごみ箱設置に着手する団体が増加
- ✓ **ごみ回収**は、**人的・財政的な負担が大きく**ごみ箱設置に躊躇する団体も多い

- ✓ 街の清潔さを支えている多様な主体による地域美化活動を**適切に後押し**する必要
- ✓ ポイ捨て抑止の**実効性確保に不可欠な巡回員の人的・財政的負担**が大きい
- ✓ ポイ捨てごみ**発生抑制の取組促進**も重要

- ✓ 持続可能な観光の推進に向け**更なる取組の強化**が必要

今年度の広報展開の概要

「Keep Tokyo Clean」を合言葉に、**自治体等と連携した広報**を多面的に展開し機運を醸成

知事登壇

スポごみ大会（６月６日）

推進協議会（7月30日）

オープニングイベント（8月22日）

都内各地のイベント・宿泊施設での啓発キャンペーン

羽田空港・ホテル客室・インフルエンサー発信

羽田空港（第3ターミナル）カート・フラッグ・サイネージ等での啓発

ホテル客室での啓発動画配信

特設サイト・ パートナーの取組紹介・動画やポスター作成

８月22日広報特設サイトオープン・取組紹介

日・英・中・韓国

区市町村・団体と都の連携したロゴ等を活用した情報発信

KEEP TOKYO CLEAN
キープ トーキョー クリーン

現在の都の取組と今後の取組分野

- 現在の都の施策は区市町村や事業者等、**各主体の自主的な取組の促進・支援が中心**
- 今後は、区市町村や事業者等の自主的な取組を促進・支援する施策を継続・充実するとともに、広域自治体として、**対策全体の実効性を高める取組を強化**していく必要

取組分野		今後の方向性
環境整備	自治体や交通結節点におけるリサイクルステーション設置補助等	**継続・拡充**
広報・啓発	自治体等と連携した多面的な広報による機運醸成、宿泊施設等と連携したマナー啓発	**継続・拡充**
連携・協働	区市町村や事業者等との環境美化の推進体制の構築 地域関係者と連携した街の清掃・美化の推進	**継続・拡充**
共通の基本ルール	都内で共通する基本的な理念やルールの策定・周知	**新たに強化**
重点的な対策の強化	特に深刻な地域への重点的な対策の強化	**新たに強化**

自主的な取組の促進・支援の充実　＋　取組を支える条例などの制度的な枠組み
＝ 総合的で実効性ある散乱ごみ対策の実現

都の散乱ごみ対策の全体像

【東京都が目指す姿】散乱ごみに対して、発生抑制から再資源化まで一体的に対策

資源循環の推進

上流から下流まで一体的に捉え、資源循環につなげる

発生抑制	→ 適正排出	→ 回収	→ 処理	→ 資源化
ごみの持ち帰り	ルールに従って出す	収集・運搬	適正処理	リサイクル

行動変容と回収・処理体制の強化

散乱ごみに対応できる環境・体制を強化する

ごみ箱等の環境整備	回収・受入体制の充実	情報提供・普及啓発	地域の取組への支援	多様な主体の協働・連携
設置・維持管理	多様な主体の受入れ	ルール・マナー	財政・技術支援	取組の相互作用

東京都が広域自治体として、個々の取組を支え、全体の実効性を高める

各地域・各主体の広域的な連携・調整

区市町村　事業者　地域団体　土地所有者等　都民・来訪者

取組の底上げと重点支援

条例等の制度的枠組みで広域的に対応すべき事項

共通の基本ルール　責務の明確化　実効性の確保　地域への支援　情報・知見の共有　連携・協働の仕組み

４　主要論点の方向性

都と区市町村との役割分担の基本的考え方

都内区市町村の状況

■すでに都内で**８割以上**の区市町村で散乱ごみ抑制に係る**条例を制定**
■一部の区市町村においては、独自に条例を改正するなどして**対策を強化する動き**も見られる

地方自治の考え方

■ 二層制の構造を採る我が国の地方自治制度において、**都道府県と区市町村**は**対等**の立場
■ 地方自治制度改革の経緯を踏まえ、**住民に身近な行政は住民より近い地方公共団体で処理**する「**基礎自治体優先の原則**」を尊重する必要

都と区市町村の役割分担の基本的考え方

東京都

都道府県として、広域事務、連絡調整事務、補完事務を主に担当

✓ 統一的な基本理念・ルールの策定
✓ 自治体間、 国・事業者との連絡調整
✓ 都内全域的・広域的な施策の実施
✓ 重要な地域への集中的な支援

連携

区市町村

各地域に影響を与える問題に対し、地域の実情に応じて第一義的に対応

✓ 地域の実情に応じた対策の実施
（身近な生活環境・美観への影響に対応）
✓ 特に影響のある地域で条例改正や
計画策定等によるルール・取組の強化

条例において検討すべき項目

- **条例を構成する基本的な項目**について、**必要性や具体的な内容を今後検討**

基本理念・目的

発生抑制
適正処理・資源化

関係主体の役割・責務

都・区市町村
事業者・都民等

都内共通の基本ルール

投棄・放置の禁止
適正排出・清潔保持

重点的に対策を行う地域

追加的な対策の実施
重点的な支援

実効性の確保

指導・巡視、罰則
効果検証

協働・連携

関係主体間の連携
情報提供・環境教育

条例における関係主体の役割と条例の対象範囲

関係主体の役割

散乱ごみに関わる**関係主体に求められる役割をどのように規定すべきか。**

主体	想定される役割の例
都	○区市町村等への技術的・財政的支援　○各主体の広域的な協働の推進　など
区市町村	○住民の自主的な活動促進、適正処理、資源有効利用　○地域における協働の推進　など
事業者 (販売、製造等)	○過剰包装の抑制、販売から生じたごみの積極的な回収　・再生利用、再生材の利用 ○都・区市町村の施策への協力　など
都民・訪問者	○ごみの発生抑制、適正排出　○都・区市町村の施策への協力　など
土地所有者等	○管理する土地・建物の清潔保持　○ごみの適正処理、再資源化　○都・区市町村の施策への協力　など

対象とすべき事象

どの範囲を対象とすべきか。

（適正処理と資源循環の観点から、いわゆる「ごみ」(飲食料容器、紙ごみ、プラ製容器包装、たばこ等)に限定する　など）

対象とすべき行為

ごみの投棄や、ごみが散乱した状況の放置など、**どのような行為を対象とすべきか。**

（ごみを捨てる主体の投棄の禁止に加え、管理する主体の散乱防止措置　など）

対象とすべき空間的範囲

不特定多数の者が行き交う施設のうち、**どこまでの空間を対象とすべきか。**

（公園や道路などの公共施設、駅やバスターミナル等の準公共施設、商業施設や駐車場等の民間施設　など）

条例の基本的な枠組み

都内全域の基本理念・共通ルール

・地域によって**ルールが異なる**ため、来訪者に**各地域で適切な行動を促すことが困難**

・都として統一的なルールを策定し、都全体の取組を底上げ
（例）基本理念、対象のごみ種、各主体の役割・責務、適正処理の考え方等

重点的に対策を行う地域

・地域によって**課題や深刻の度合いが異なる**
・エリア(繁華街、観光地、駅周辺、公園、河川敷等)で**排出者や発生要因が異なる**

・区市町村が対策強化を行う、特に深刻な地域を指定

（例）・区市町村の意向を踏まえ、都が一定の基準を基に指定
・区市町村は指定を受けて、取組を強化
・都による技術的・財政的支援
・巡視体制の強化等の実効性の担保

東京都全域

基本理念・目的
関係主体の役割・責務
都内共通の基本的ルール
協働・連携、施策への協力　など

重点的に対策を行う地域

排出・回収環境の重点整備
巡視・指導の強化
地域に応じた追加ルール
重点的支援　　など

都全域の統一的なルール設定と、重点的に対策を行う地域の二層の枠組みで対策を強化

資料６

散乱ごみ対策　検討スケジュール（予定）

令和８年度

８月２５日（火）　廃棄物審議会総会（第３３回）

・諮問

９月１４日（月）　検討部会（第１回）

１０月２２日（木）　検討部会（第２回）

１０月２８日（水）　検討部会（第３回）

● 部会等での審議（以降３回程度）

令和９年度

春頃　廃棄物審議会総会（第３４回）

・散乱ごみ対策の中間まとめ

夏頃　廃棄物審議会総会（第３５回）

・答申